

湯沢市官民データ活用推進計画

平成 30(2018)年 7 月

目次

1.	湯沢市の現状及び課題	1
2.	湯沢市官民データ活用推進計画の目的	2
3.	湯沢市官民データ活用推進計画の位置付け	3
4.	湯沢市官民データ活用推進計画の推進体制	4
5.	官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	5
6.	官民データ活用の推進に係る個別施策	7
(1)	手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）	7
(2)	官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）	8
(3)	マイナンバーカード（個人番号カード）の普及及び活用に係る取組	8
(4)	利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）	9
(5)	情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革・BPR）	10
(6)	その他（パーソナルデータの利活用の環境整備に係る取組等）	13
7.	セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	14

1. 湯沢市の現状及び課題

湯沢市は全国の市町村の中でも少子・高齢化の進展が特に顕著となっており、それに伴う税収の落ち込みは地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっている。今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくためには、行政手続の電子化による業務効率の向上や民間活力と官民データの活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要である。

2.湯沢市官民データ活用推進計画の目的

湯沢市官民データ活用推進計画は、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）」を受けて、湯沢市内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と市町村の施策及び都道府県の施策と市町村の施策の整合性を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や広域的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げる。

また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、湯沢市が抱える諸問題の解消を図ることを目的とする。

3.湯沢市官民データ活用推進計画の位置付け

湯沢市官民データ活用推進計画は、第2次湯沢市総合振興計画（平成29年3月）第1章第3節「公共サービスの質的向上と最適化」を達成するための手段の一つとして、「BPR¹推進の取組」、「オープンデータ²化推進の取組」、「マイナンバーカード（個人番号カード）の普及及び活用に係る取組」、「デジタルデバイド³解消の取組」及び「クラウド化推進の取組」を進めることとし、その具体的な施策を定めるものとする。

¹ Business Process Reengineering の略。現在の業務フローを見直して、再設計すること。

² オープンデータとは、広く開かれた利用が許可されているデータのこと。一般的には、行政が保有する各種公共データを、誰もが利用しやすい形で公開することを指す。

³ インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

4.湯沢市官民データ活用推進計画の推進体制

湯沢市官民データ活用推進計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステムの改修といった、情報関連の取組が必須となるが、それはあくまでも官民データ活用に伴う域内経済の活性化や業務効率の向上のための手段に過ぎない。一方、湯沢市官民データ活用推進計画を推進するためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠である。そのため、庁内に部署横断的に、必要な各種取組を加速・推進させていく。

また、年度末に、担当部署から各施策の報告を受けるとともに、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を本市の行政運営に反映していく。

5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、「**「 手続における情報通信の技術の利用等に関する取組 」、「 官民データの容易な利用等に係る取組 」、「 マイナンバーカード（個人番号カード）の普及及び活用に係る取組 」、「 利用の機会等格差の是正に係る取組 ）」**及び「**「 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組 ）」**の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとする。

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し（BPR）を推進する。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進する。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」等を踏まえて、湯沢市が保有するデータのオープンデータ化を推進する。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促す。

(3) マイナンバーカード（個人番号カード）の普及及び活用に係る取組

国はマイナンバーカードの普及に向けては、「持ちたい」と思えるカードにすることが必要として、その利活用の推進など利便性向上に取り組んでいる（マイナンバーカード利活用推進ロードマップ、経済財政運営と改革取組2017（平成29年6月9日閣議決定）、未来投資戦略2017（同））。湯沢市においては、行政サービスにおける個人番号カードの利用を促進するための具体的な施策を策定し、取り組むことで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与する（例：身分証としての活用、マイキープラットフォームの活用等）。

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバイド対策等）

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講ずる。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報

システムについては、クラウド化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、湯沢市内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋げる。

6. 官民データ活用の推進に係る個別施策

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組（オンライン化原則）

マイナポータル⁴等の活用による各種申請の電子化の促進

マイナポータルの電子申請機能を活用した児童手当の現況届などのオンライン化（子育てワンストップサービス）を実現するとともに、対象者への周知を行い、電子申請の普及率向上を図る。

また、市役所窓口へのマイナポータル接続端末の設置を進めるとともに、窓口担当職員がマイナポータルの利用をサポートする体制を整える。

< KPI⁵ >

子育てワンストップサービスを利用した各種電子申請件数

< スケジュール >

平成 32(2020)年度までに子育てワンストップを利用した児童手当に係る現況届の電子申請手続数 40 件を達成

住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化

湯沢市では、住民税の特別徴収税額について書面による通知を行ってきたが、平成 28 年度から、住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、正本の電子的通知が可能となっており、また、企業団体等からの同通知（正本）の電子化に対する要望がある状況を踏まえ、平成 31(2019)年度までに同通知（正本）の電子化を実現する。

このことにより、企業等における事務負担を軽減するとともに、市の経費（郵便料）の削減を図る。

< KPI >

住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化の実現

< スケジュール >

平成 31(2019)年度までに住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の正本の電子化の実現

図書館関連業務に係る電子化の取組

湯沢市では、図書館の利用率向上に繋げるため、子育て世代を対象とした絵本の読み聞かせ会や子ども向けの各種ワークショップを夏季及び冬季休業に行うなどの取

⁴ 行政機関が保有する自分の特定個人情報の内容やそのやり取りの記録などを、パソコンや携帯端末を利用して閲覧することができる Web サービス。マイナンバーカードでログインし、個人ページを開設することで利用可能となる。

⁵ Key Performance Indicators の略。目標の達成度を評価するための主要な評価指標のこと。

組を行ってきた。

しかし、近年ではスマートフォン、タブレット端末などの電子機器の普及により図書の貸出が伸び悩んでいることから、図書館利用の効率化等利便性の向上が求められている。

上記の課題を解消するため、Web によるオンライン予約機能の充実や図書カードのICカード化を進めるほか、郷土資料のデジタルアーカイブ化を行い、Web 上で閲覧できるように電子化を推進し、図書館利用者の利便性の向上に繋げる。

< KPI >

市民アンケートにおける図書館利用者満足度及び年間図書館利用者数

< スケジュール >

平成 35(2023)年までに自動貸出・返却機能の導入を検討

平成 35(2023)年までに公立図書館及び学校図書館のネットワーク化を構築

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

オープンデータを活用した地域課題解消の取組

湯沢市では、オープンデータの特設サイトを構築するなど、市が保有するデータのオープンデータ化に取り組んでいるが、オープンデータ化の必要性や取組そのものに対する職員の理解が進んでおらず、公開されているデータに偏りがみられる状況にある。

上記の課題を解消するため、オープンデータ伝道師等の有識者による市民及び職員向けセミナーを定期的で開催することで官民のオープンデータに対する理解を深めるとともに、各種施策でのオープンデータの活用を推進するための素地を確立する。

< KPI >

オープンデータを活用した地域課題の解消数

< スケジュール >

平成 32(2020)年度までにオープンデータを活用した地域課題の解消数 3 件を達成

(3) マイナンバーカード（個人番号カード）の普及及び活用に係る取組

コンビニ交付サービスの導入及び利用促進

湯沢市では、市役所本庁舎のほか、各総合支所でも住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行サービスを提供しており、平日の証明発行窓口の時間延長や電話予約による時間外の証明書交付等を行うことで、市民の利便性の向上に努めている。

今後は、上記の取り組みに加え、生活圏内での利用時間と提供場所のサービス利用機会拡大を図りつつ、マイナンバーカードの利用普及を図る事業の一環として、マイ

ナンバーカードを利用した各種証明書類のコンビニ交付サービスの導入に取り組み、利用者の利便性向上を図る。

< KPI >

各種証明書類に係るコンビニ交付サービスの導入

< スケジュール >

平成 30(2018)年度内に主要なコンビニでコンビニ交付サービスを開始

マイナンバーカードの交付率及び住民利便性の向上

来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨や、臨時のマイナンバーカード申請窓口を設置するなど、マイナンバーカード取得率向上を図る。

また、湯沢市では、マイナンバーカードを活用して住民の利便性や地域の活性化を図るため、マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド等を活用した施策の展開を検討する。

< KPI >

マイナンバーカードの交付率

マイキープラットフォームへの参加

< スケジュール >

平成 32(2020)年度までにマイナンバーカード普及率 11.7%を達成

平成 32(2020)年度までにマイキープラットフォームへの参加を検討

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組(デジタルデバйд対策等)

Web アクセシビリティ確保のための環境整備

湯沢市では、高齢化が進み、高齢者ほど市政や地域情報の収集を広報紙や回覧板といった紙媒体に依存している状況となっている。その一方で若年層では、PC やスマートフォンの所有率が年々増加してきており、情報機器を所有する年齢も低くなる傾向が見られる。既にあらゆる情報やサービスが Web サイトの利用を前提としつつあり、高齢者や障害者の方にも Web サイトの活用は重要となってきた。

上記の課題を解決し、高齢者や障害者の方も含めた誰もが行政等の Web サイトを利用しやすいようにするため、本市 Web サイトの更新に合わせて、「みんなの公共サイト運用ガイドライン⁶」に基づき JIS 規格⁷に準拠するよう改善を図り、デジタルデバ

⁶ 国及び地方公共団体等の公的機関のホームページ等が、高齢者や障害者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として作成された手順書

⁷ 日本工業規格(JIS=Japanese Industrial Standardsの略)。日本の工業製品に関する規格や測定法などが定められた日本の国家規格。自動車や電化製品などの工業製品生産に関するものから、文字コードやプログラムコードといった情報処理に関する規格などもある。

イドの解消に寄与する。

< KPI >

本市 Web サイトの JIS 規格 (JIS X 8341-3 : 2016) の適合レベル AA への準拠

< スケジュール >

平成 32(2020)年度までに本市 Web サイトを JIS 規格 (JIS X 8341-3 : 2016) の適合レベル AA へ準拠させ、その水準を維持

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組 (標準化、デジタル化、システム改革・BPR)

業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進

近年、公文書のデジタル化が急速に進み、電子メール等でやり取りする機会が増えていることから、デジタル文書をデジタルのまま処理することを原則とし、業務の効率化を図る。

また、テレワーク⁸などのリモートアクセス環境の整備や会議におけるタブレットの活用など、業務のデジタル化・ペーパーレス化を推進。これにより、場所や時間にとらわれない働き方改革・オフィス改革を進め、行政サービスの効率化などの BPR によって新たな価値創造を目指す。

< KPI >

業務のデジタル化数

リモートアクセス環境の整備状況

< スケジュール >

平成 32(2020)年度までに業務のデジタル化数 3 件を達成

平成 32(2020)年度までにテレワークに係るリモートアクセス環境を整備

システム構築における民間サービス利用の促進

情報システムの新規整備に当たっては、全ての機能を行政自らが構築するのではなく、平成 30(2018)年度までに国が整理を行う民間クラウドや民間サービスの活用の考え方・課題等を参考にしつつ、広く民間に向けて提供されているサービスを積極的に活用する。

< KPI >

クラウドサービスの利用業務システム数

< スケジュール >

⁸ 「tele = 離れた所」と「work = 働く」を合わせた造語。ICT を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

平成 32(2020)年度までにクラウドサービスの利用業務システム数を 2 業務以上とする

「校務系」と「授業・学習系」システムの情報連携の推進

現在、教職員の成績処理等を行うための「校務系システム」と、児童生徒が学習において使用する「授業・学習系システム」については、情報セキュリティ確保の観点から、物理的又は論理的に、分離することとされている。

一方で、学校現場において両システムに蓄積されたデータを連携させて、利活用することは、教育の質の向上及び業務の効率化等に資するものであることから、平成 29 年度から実施されている国の実証事業(文部科学省「次世代学校支援モデル構築事業」、総務省「スマートスクール・プラットフォーム実証事業」)の成果を踏まえ、両システム間のセキュアな情報連携方策について検討を行い、その上で、教育の質の向上、業務の効率化及びシステムのコスト削減を図る。

< KPI >

「校務系システム」と「授業・学習系システム」間のセキュアな情報連携方策の検討・見直し

< スケジュール >

国の実証事業の成果を踏まえた、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂後、必要な見直しを行い、すべての学校に適用

地域情報プラットフォーム標準仕様⁹の導入

地域情報プラットフォーム標準仕様は、様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様であり、各システムが保有する情報を整理するとともにシステム間で流通するデータを整理している。さらに情報連携のための API¹⁰も規定しており、80%を超える自治体において何らかの準拠製品が導入されている(平成 28 年 4 月 1 日現在)。

今後、整備する業務システムやデータ活用計画等の策定においては、他のシステムとの情報連携や、データの二次利用を促進するため、インターオペラビリティ(相互運用性)を意識した設計を行うことを原則とする。具体的には、業務システムの整備に当たっては、同標準仕様に準拠することと、データ活用計画策定におけるデータの現状把握に当たっては、同標準仕様を利用することとする。

⁹ 様々なシステム間の連携(電子情報のやりとり等)を可能にするために定めた、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルール(標準仕様)

¹⁰ アプリケーション・プログラミング・インターフェース(Application Programming Interface)の略。OS(基本ソフト)やアプリケーションソフト、あるいはウェブアプリケーションが、自ら持つ機能の一部を外部のアプリケーションから簡単に利用できるように、機能の呼び出し手順や記述方法などを定めた仕様のこと。

現在利用中の業務システムにおいては、同標準仕様未準拠の場合、自治体のクラウド化等の業務システム更改における調達仕様書において同標準仕様準拠を調達要件とする旨を記載する。

業務システムの整備に当たっては、地域情報プラットフォームに準拠することで円滑な情報連携が可能となる。更に、情報連携を理由とするベンダーロックインの回避、同回避による最適な製品の選定やシステムコストの削減、また、システム間の情報連携による業務の利便性の向上も可能となる。

官民データ活用の推進に当たっては、庁内保有データの洗出し及び業務システム間でのデータ流通状況の確認等、データの現状把握が必要となる。

現状把握においては、外部と連携しデータの二次利用を促進するため、外部システムとのインターオペラビリティを意識した分析を原則とする。そのため、既に一定程度普及している標準仕様を活用することとして、基幹系業務システムの分析に当たっては地域情報プラットフォーム標準仕様を利用する。

< KPI >

地域情報プラットフォーム標準仕様の仕様書への記載率(調達仕様書に記載した業務数 / 地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数 (現在の業務数 26))

同準拠製品の導入率(地域情報プラットフォーム準拠製品利用数 / 地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数 (現在の業務数 26))

< スケジュール >

システム更新時において随時、地域情報プラットフォーム標準仕様準拠を調達要件とする旨を仕様書に記載するとともに、準拠製品を導入する。

中間標準レイアウト仕様の活用

中間標準レイアウト仕様は、業務システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めたレイアウト仕様である。

今後、自治体のクラウド化等のシステム更改においては、調達要件として、中間標準レイアウト仕様を活用したデータ移行を行うことを必須とする旨を仕様書に記載することとし、多額のデータ移行費を原因とするベンダーロックインを回避し、最適な製品の選定、システムコストの削減を実現する。

< KPI >

中間標準レイアウト仕様の調達仕様書への記載率(調達仕様書に記載した業務数 / 中間標準レイアウト仕様で定義されている業務数 (現在の業務数 25))

中間標準レイアウト仕様によるデータ移行の実施率(データ移行を行う際中間標準レイアウト仕様を活用した業務数 / 中間標準レイアウト仕様で定義されている業務

数（現在の業務数 25）

<スケジュール>

システム更改時に順次、中間標準レイアウトを用いたデータ移行について調達仕様書に記載するとともに、同仕様を用いたデータ移行を実施する。

（6） その他（パーソナルデータの利活用の環境整備に係る取組等）

官民データ活用施策の推進に向けた職員の研修・育成

湯沢市における官民データを活用した施策の推進のために必要な人材を確保するため、データ活用のノウハウやサイバーセキュリティ対策などについて、国の支援メニューも活用しつつ、職員の研修・育成を積極的に推進する。

<KPI>

研修履修人数

<スケジュール>

平成 32(2020)年度までに「データを分析・活用した根拠に基づく政策形成」について研修（プログラムの利用）を開始

シェアリングエコノミーサービス¹¹を活用した地域課題解決

湯沢市では、人口減少が進み、高齢化率も 35%を超え、全国の中でも「人口減少・少子高齢化の先進地」であることから、子育てから介護まで、すべてを公共サービスで担うことによる「質の低下」を懸念している。こうした課題に対応するために、全国に先駆けた「共創型モデル」の構築に向け、持続可能なまちづくりを推進。地域住民を対象にしたクラウドワーカーの育成をはじめ、子育てシェアやスペースシェアなどシェアリングエコノミーを積極的に推進しており、こうした活動が評価され、平成 29 年にはシェアリングシティに認定された。

引き続きシェアリングエコノミーを推進して、官民連携により、地域資源を活用した課題解決を図る。

<KPI>

シェアリングエコノミーの取り組み実績

<スケジュール>

平成 32(2020)年度までにシェアリングエコノミーの活用事例を 8 例創出

¹¹ 物や場所、スキルなど個人が保有する遊休資産の貸出しを仲介するサービス

7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

湯沢市官民データ活用推進計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「湯沢市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」及び「湯沢市個人情報保護条例（平成 17 年湯沢市条例第 10 号）」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めることとする。